



# 鳥取県公報

令和5年3月23日（木）  
号外第20号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	鳥取県知事選挙の実施（5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県知事選挙における選挙長等の選任（6）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所（7）・・・・・・・・ 2
	鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式（8）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印（9）・・・・ 3
	鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等（10）・・・ 3
	鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等（11）・・・・ 3
	鳥取県知事選挙における選挙会の場所等（12）・・・・・・・・・・ 3
◇ 鳥取県知事選挙選挙長告示	鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等（1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第5号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を令和5年4月9日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

## 鳥取県選挙管理委員会告示第6号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 選挙長 鳥取市 大口 久志
- 2 選挙長の職務代理者 鳥取市 野口 洋隆

## 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志


- 1 令和5年3月23日 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第33会議室
- 2 令和5年3月24日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

## 鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志



令和五年執行

**鳥取県知事選挙投票**

公印

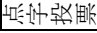


○注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名	
-------	--

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">    </div> <div style="text-align: center;"> <p>令和五年執行</p> <p><b>鳥取県知事選挙投票</b></p> <p>○注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
<p>候補者氏名</p>	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は「チジ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

**鳥取県選挙管理委員会告示第9号**

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

**鳥取県選挙管理委員会告示第10号**

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和5年3月23日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第11号**

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和5年3月24日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第12号**

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法

(昭和25年法律第100号) 第78条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 令和5年4月11日 午後2時

---

## 鳥取県知事選挙選挙長告示

### 鳥取県知事選挙選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県知事選挙選挙長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分